

# 恩納村における集中改革プランの主要な取組状況

## 【集中改革プラン及び18年指針の取組状況の公表】

ホームページ：<http://www.vill.onna.okinawa.jp/tabid/493/Default.aspx>

	集中改革プランにおける取組目標	17年度及び18年度の取組実績	19年度以降の今後の見込み・方針等
定員管理の数値目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ H22年度までに退職者の不補充、事務事業の整理統合及び保育士・給食センター調理業務の民間委託等の民間委託を推進することにより9名の定員を削減する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ H17～18年度における純減実績 8名減 進捗率 89%</li> <li>H17年度における実績 8名減               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 現業職1名の退職に伴い委託職員に切替え不補充</li> <li>2) 一般職3名の退職に伴い委託職員に切替え不補充</li> <li>3) 課の整理統合により4名の管理職を削減</li> </ol> </li> <li>H18年度における実績 増減無し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 集中改革プランに則し、削減していく方針である。</li> <li>H19年度 1名減</li> <li>H20年度 0名減</li> <li>H21年度 0名減 ※H19に目標達成</li> <li>引き続き、保育士・現業職については、非常勤職員・民間委託を活用し不補充を堅持する。</li> </ul>
給与の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 退職時特別昇給の廃止（2号俸昇級）</li> <li>■ 教諭調整給の廃止（4%調整給）</li> <li>■ 給料表の一元化（教職給料表の廃止）</li> <li>■ 管理職手当の見直し（10%→8%）</li> <li>■ 旅費の見直し（日当の廃止）</li> <li>■ 特殊勤務手当の見直し（5%支給）</li> <li>■ 通勤手当の見直し（支給要件・国準拠）</li> <li>■ 住居手当の見直し（支給要件・国準拠）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 退職時特別昇給の廃止（H17年度廃止）</li> <li>■ 教諭調整給の廃止（H17年度廃止）</li> <li>■ 給料表の一元化（H17年度実施）</li> <li>■ 管理職手当の見直し（10%→8%・H17年度実施）</li> <li>■ 旅費の見直し（H17年度・日帰り出張の日当廃止）</li> <li>■ 特殊勤務手当の見直し（H17年度・5%→3千円定額支給）</li> <li>■ 通勤手当の見直し（H18年度・国準拠実施）</li> <li>■ 住居手当（支給要件・国準拠）に向け職員団体と交渉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 管理職手当の定額化をH20年度実施する。</li> <li>■ 住居手当（支給要件・国準拠）はH20年度実施する。</li> </ul>
民間委託の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育所運営の民間委託</li> <li>■ 学校給食センター職員の民間委託</li> <li>■ レセプト点検業務の民間委託</li> <li>■ 指定管理者制度の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育士の退職不補充の方針を堅持し、委託職員を活用する。H18年度は保育士を行政職へ配置した。</li> <li>■ 調理師の退職不補充の方針を堅持し委託職員を活用する。</li> <li>■ H17年度から民間職員を活用し経費削減(1,000千円)</li> <li>■ H17年度に農水産物販売センター、H18年度に恩納村コミュニティセンター・恩納診療所に指定管理者制度を導入した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 技能労務職（調理師・運転手・用務員）、保育士についてはH19年度以降も退職不補充の方針を堅持し、民間を活用する。保育所についてはH21年度以降に3保育所のうち1カ所を民間保育所へ運営を委託する。</li> <li>■ H19年度に真栄田岬周辺活性化施設・恩納村体育施設、H20年度には恩納村葬祭場に指定管理者制度を導入する予定である。</li> </ul>

# 恩納村における集中改革プランの主要な取組状況

【集中改革プラン及び18年指針の取組状況の公表】

ホームページ：<http://www.vill.onna.okinawa.jp/tabid/493/Default.aspx>

	集中改革プランにおける取組目標	17年度及び18年度の取組実績	19年度以降の今後の見込み・方針等
事務事業等の再編・整理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 任期付職員・委託職員の活用</li> <li>■ 事務事業の再編・見直し</li> <li>■ イベントの見直し</li> <li>■ 各種委員会の見直し</li> <li>■ 税負担公平の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新規事業による事務増や窓口業務等を任期付職員や臨時職員で対応。退職者不補充により8名を削減した。</li> <li>■ H18年度に大学院大学推進室・企画課を整理統合し、管理職1名を削減した。</li> <li>■ イベント等の補助金を中心に見直しを実施した。 うなまつり補助金 13,000千円→8,000千円(H17年度) →7,000千円(H18年度)</li> <li>■ H17年度から農業委員定数を17名から3名削減した。 効果額 2,500千円</li> <li>■ 村税の納期前納付奨励金の廃止を検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 集中改革プランに則し、削減していく方針である。 H19 1名減 H20 0名 H21 0名 ※H19に目標達成</li> <li>■ 退職者については、非常勤・民間委託等を活用し不補充を堅持する。</li> <li>■ 引き続き、費用対効果の観点から評価を行い適正規模への見直す。</li> <li>■ 村税の納期前納付奨励金はH20年度に廃止する。</li> </ul>
公営企業・第3セクター等			
その他の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 補助金の見直し</li> <li>■ 議員定数の削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ H18年度までに、団体補助金を中心に事業見直しを行い一律5%カットを実施した。 効果額 50,000千円</li> <li>■ H18年度から議員定数を18名から2名削減した。 効果額 4,000千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 補助金は財政に及ぼす影響が大きいことから、H19年度以降も再検討を行い廃止できるものは廃止する方針を堅持する。</li> </ul>

## 恩納村における18年指針の取組状況

	18年指針における要請内容	18年度の取組状況	19年度以降の今後の取組方針等
給与構造改革の実施等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域民間給与のより適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映などを内容とする給与構造の見直しの速やかな実施する。</li> <li>■ 給与情報等公表システム等を充実し、情報開示を徹底し、住民に対する説明責任を果たす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 18.4月に国の給与構造改革を踏まえ、給与構造改革を実施し、年功的な給与上昇の抑制した。</li> <li>■ 19.3月に18年度の定員・給与の状況をホームページ・広報誌で公表した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 勤務実績の給与への反映等を内容とする人事評価制度をH22.4.1までに導入する方針である。</li> <li>■ 今後も、継続して毎年3月に定員・給与の状況をホームページ・広報誌公表していく。</li> </ul>
随意契約の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地方公共団体と第三セクター等との随意契約の見直しについては、国、県の取組を踏まえ、住民の目線に立って厳格かつ徹底的な見直しを行い、その適正化に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地方自治法に則り、随意契約については原則禁止としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 今後も、地方自治法に則り随意契約については原則禁止とし、随意契約を行う場合は理由を明示して公表を行う方針である。</li> </ul>
福利厚生事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 点検・見直しを行い、適切に事業を実施し、事業の実施状況を公表する。</li> <li>■ 住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助について、見直しを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 独自互助会への公費の支出は行っていない。県内市町村で構成する沖縄県市町村職員互助会へはH17年度は2,801千円、H18年度は2,654千円を公費で支出し、福利厚生事業への助成を受けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 今後も独自互助会への公費の支出は行わない。住民の理解が得られない事業は実施しない。</li> </ul>

## 恩納村における18年指針の取組状況

	18年指針における要請内容	18年度の取組状況	19年度以降の今後の取組方針等
市場化テストの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地方公共団体の公共サービスについて、公共サービスの維持向上及び経費の削減の観点から、市場化テストの積極的な活用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 民間で対応が可能な事業については、民間委託や指定管理者制度の導入を積極的に導入し、サービスの維持向上及び経費の削減を図っている。H17年度は、農水産物販売センター。H18年度は恩納診療所・恩納村コミュニティーセンターに指定管理者制度を導入した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 今後も、民間委託や指定管理者制度の導入を積極的に導入し、サービスの維持向上及び経費の削減を図っていく方針である。</li> <li>■ 市場化テストについては、民間委託や指定管理者制度の導入における効果額などとの比較を行い、導入するかを含めてH21年度までに検討を行う。</li> </ul>
公会計の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とする。</li> <li>■ 取組が進んでいる団体、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取組が進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに、4表を整備又は4表作成に必要な情報を開示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住民に分かりやすく公表できるよう貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備をH18年度から検討を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ H19年度において貸借対照表、行政コスト計算書は公表する。資金収支計算書、純資産変動計算書はH20年度以降公表を行う方針である。</li> </ul>
監査外部委員監査外部登用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当該地方公共団体の常勤の職員であった者の監査委員への選任は特にその必要がある場合以外には行わないこととし、地方公共団体外部の人材を登用することを原則とする。</li> <li>■ 外部監査制度の有効活用や都道府県、指定都市及び中核市以外における実施の拡大。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 監査委員については、地方自治法に則り適正に選任しており、原則地方公共団体外部の人間を選任している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住民に対し、監査委員の選任基準をH19年度中に公表する方針。</li> <li>■ 外部監査制度については、導入するかも含めてH21年までに検討を実施。その後、検討結果に基づき実施。</li> </ul>